

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件
原告 竹本 修三 外1962名
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第38準備書面関係)

2017年(平成29年)7月20日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 出 口 治 男

同 渡 辺 輝 人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

甲号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
365	京都府北部, 上林川断層 の横ずれインバージョ ン 写	2009年	亀高正男ほか	地質断層としての上林川断層 がおおい町笹谷付近まで追 跡されること等
366	舞鶴-小浜地域の地質: 超丹波帯・丹波帯の地質 構造 写	2008年	亀高正男ほか	上林川断層の地質構造等
367	京都府北部, 上林川断層 および三峠断層の古地 震調査 写	2010年	吉岡敏和ほか	

甲号証	証拠の標目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
368	大飯原子力発電所近傍の活断層の挙動に関する一考察	写	2017年	竹本修三ほか	<p>FO-B～FO-A 断層と熊川断層が連動して動いた場合でも、地表面に現れる断層位置は不変として大飯原発の基準地震動を求めているが、震源（破壊開始点）をまず推定して、そこから断層破壊面がどのように進むかを考えてみると、地震断層が敷地内を横切るケースもありうること</p> <p>上林川断層北東部の延長上の空白域で大飯原発に達するような地震が起こることも想定してモデル計算を行うべきであること</p> <p>等</p>

以上